

平成27年9月9日

総務文教常任委員会 会議録 審査内容

◇会議録

- 1 日 時 平成27年9月9日  
開会 14時32分 閉会 16時05分
- 2 場 所 幕別町役場5階会議室
- 3 出席者 委員長 寺林俊幸 副委員長 野原恵子  
委員 板垣良輔 小田新紀 岡本眞利子 千葉幹雄  
議長 芳滝仁
- 4 傍聴者 内山美穂子 若山和幸 小島智恵 田口廣之 谷口和弥  
小川純文 東口隆弘 藤谷謹至 乾邦廣 藤原孟  
佐藤記者（勝毎）
- 5 説明員 町長 飯田晴義 副町長 川瀬俊彦  
総務部長 菅野勇次 総務課長 武田健吾  
総務係主査 甲谷英司  
総務部消防担当参事（幕別消防署長） 佐藤繁  
総務部消防担当主幹（消防課長） 近藤慎哉
- 6 事務局 事務局長 野坂正美 議事課長 澤部紀博 議事係長 佐々木慎司
- 7 審査及び審査事件
1. 付託された議案の審査について
    - (1) 議案第64号 幕別町消防団条例
    - (2) 議案第65号 幕別町消防団員等報賞金条例
  2. 所管事務調査について
  3. 道外研修視察について
  4. その他
- 8 審査結果 別紙

総務文教常任委員会委員長 寺林俊幸

## ◇審査内容

(14:32 開会)

○委員長（寺林俊幸） ただいまから総務文教常任委員会を開催いたします。

これより議事に入ります。

本日の議題につきましては9月2日本議会において本委員会に付託されました議案審査2件のほか、所管事務調査及び道外視察研修になります。まず議題の1付託された議案の審査につきまして進めてまいりたいと思います。審査の進め方ですが、議案第64号幕別町消防団条例及び議案第65号幕別町消防団員等報賞金条例の2議案を一括議題とし、説明質疑ののち、説明員に退席していただき討論採決を行いたいと思います。審査に入ります前に各委員にお諮りいたします。担当部局より追加の説明資料を準備していることとありますので、お手元に配付済みかと思えますけれどもご確認いただきたいというふうに思います。よろしいでしょうか。

(よいの声)

○委員長（寺林俊幸） それでは議案第64号幕別町消防団条例及び議案第65号幕別町消防団員等報賞金条例の2議案について提出者の説明を求めます。総務部長。

○総務部長（菅野勇次） 議案第64号幕別町消防団条例及び議案第65号幕別町消防団員等報賞金条例につきまして一括して提案の理由をご説明申し上げます。

はじめに議案第64号幕別町消防団条例につきましてご説明申し上げます。議案書の11ページをお開きいただきたいと思えます。議案書の11ページになります。昭和22年の発足以来、消防団につきましては市町村のもとに設置されておりましたが、昭和47年に北海道の指導に基づきまして他の町村と同様に東部4町は東十勝消防事務組合を設立し消防団に関する事務を含む全ての消防事務を組合の担当事務として定めまして執行して参りました。

さらに本年5月には十勝19市町村により設立されました、とちかち広域消防事務組合は来年4月から消防事務に取り組むこととなりますけれども、消防団は地域に密着した多様な活動を行うため広域化の対象外とされたところであり消防団に関する事務はそれぞれの町村が継承することとなります。

このことから平成28年4月以降は幕別町のもとに消防団を設置するとともに、とちかち広域消防事務の身分を有する幕別消防署等の消防職員を幕別町職員として併任発令し、現行通り消防職員と消防団の繋がりを維持しこれまで同様、本来の姿である地域固有の消防力を堅持していくものであります。

本条例につきましては消防組織法において消防団の設置に関する事項は条例で定めることとされておりますことから、現行の組織等を継承する内容で幕別町消防団条例を定めようとするものであります。

なお、東十勝消防事務組合におきましては、消防団の設置条例と消防団員の定員、任免服務等に関する条例の2本立てとなっておりましたが、今回合わせまして1本の条例を制定するものであります。

以下条文に沿いましてご説明をさせていただきたいと思えます。

第1条は条例制定の趣旨を定めるものであります。消防組織法の規定に基づきまして必要な事項を定めるものであります。

第2条は消防団の設置、名称及び区域並びに団員の定員について定めるものであります。町内の全区域を対象とした幕別町消防団を設置し、定員は今までの幕別消防団の定員と同じ170名とするものであります。

第3条は団員の任命について定めるもので、消防団長は町長が、団長以外の団員は団長が任命するものであります。

第4条は団員の任期について定めるもので、町長の指定する者、具体的には団長、副団長、分団長、副分団長、部長、班長の任期を4年とするものであります。

第5条は団員の退職の際の手續について定めるものであります。

12ページをお開きください。

第6条は団員の欠格条項について定めるものであります。

第7条は団員の分限について定めるものであります。

第8条は団員の懲戒について定めるものであります。

第9条は分限及び懲戒の手續について定めるものであります。

第10条は団員の服務について定めるものであります。

13ページをお開きください。

第11条は団員が居住地から離れる場合の届け出の義務について定めるものであります。

第12条は団員の出動について定めるものであります。

第13条は団員の報酬について定めるもので、具体的には次のページの下段にあります別表第1に定める額を支給するものであります。

第14条は出動等における費用弁償、公務における旅行に対する費用弁償について定めるものであります。

14ページをご覧ください。

第15条は委任規定であります。

附則でございますが、第1項は条例の施行期日を平成28年4月1日からと定めるものであります。

第2項は消防団長の推薦についての経過措置であります。条例の施行日前に消防団長の職にあるものは本条例第3条第1項の規定に関わらず消防団からの推薦があつたものとみなすものであります。

第3項は団員の任命についての経過措置であります。条例の施行日前に在職する消防団長以外の団員は本条例第3条第2項の規定により引き続き任命されたものとみなすものであります。

附則第4項は団員の分限及び懲戒に関する処分、手續その他の行為についての経過措置であります。条例の施行日前になされた処分などは、この条例の相当規定によりなされたものとみなすものであります。

次に議案第65号幕別町消防団員等報賞金条例につきましてご説明を申し上げます。

議案書の16ページをご覧ください。

本条例につきましては消防団の事務が町に継承されることに伴いまして消防団員及び協力者に対する報賞金の支給について幕別町消防団員等報賞金条例を制定するものであり、現行の東十勝消防事務組合の制度内容と差異がないように規定をするものであります。消防団員が消防活動中に死亡又は障害を受けた場合、基本的には北海道市町村総合

事務組合から消防賞じゅつ金又は殉職者特別賞じゅつ金が支給されることになりませんが、その行為に対する状況により賞じゅつ金の支給対象にならない場合がありますことから、その救済措置として町が報賞金を支給することができることとするものであります。また、消防作業などに従事した協力者に対しても団員と同様のケースとなった場合には報賞金を支給することができることとするものであります。

以下条文に沿いましてご説明をさせていただきます。

第1条は条例制定の趣旨を定めるものであります。

第2条は報賞金の支給要件と対象者について定めるものであります。

第1項では消防団員の消防活動中の事故について、第2項では地域住民等の協力者が消防作業等に従事した際における事故について定めるものであります。

第3条は報賞金の種類について定めるものであります。

第1項では報賞金を殉職者報賞金及び障害者報賞金に区分けするものであり、第2項では殉職者報賞金の支給額と支給する遺族の範囲等を定めるものであります。

また、第3項では障害者報賞金の支給額について定めるものであり、その額は次のページの別表により障害等級ごとに功労の程度に応じて支給されるものであります。

議案書17ページをお開きください。

第4条は報賞金の支給に関する功労の認定について定めるものであります。

第5条は委任規定であります。

附則でございますが、施行期日を平成28年4月1日からとするものであります。

なお、参考といたしまして現行の東十勝消防事務組合条例と今回の町の条例案との比較表を配布いたしておりますのでご参照をいただきたいと思います。文言等の修正等を除きまして基本的な内容に大きな変更点はないところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○委員長（寺林俊幸） 説明が終わりましたので、これより2議案に対する質疑を行います。質疑のある方は挙手を願います。千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 基本的には今までのを継承するということですから問題はないかとは思いますが、若干ですね確認というか後学のためにお聞きをしておきたいというふうに思います。

一つはですね、この条例は消防組織法昭和22年、根っこの部分は根拠法令はここから出ているんだろうと思うんですけども。それで消防団の定員ですけども、170ということですけども、これは先ほどもらった資料によりますと、それが入っているのかどうか分かりませんが、定めたのは昭和50年ということの理解でよろしいのでしょうか。

それとこの定数のですね、根拠がこれあるんだろうと思うんですけども、どういう根拠があって170で定めているのか。

それと欠員が出ているということをお聞きしているんですけども、分団でいろいろなんだろうけれども、全体でどのくらいの欠員が消防団の団員ですね、欠員が出ているんでしょうか。

それと合わせて報酬の関係です。これ年額報酬、それから出動等費用弁償ですね。この金額というのは大体近隣の町村とか同類の自治体と横並びなんだろうとは思わ

ですけれども、その辺はどうなっていますでしょうか。

それと65号ですけれども、報賞金条例の第3条殉職者の報賞金及び障害者報賞金のことなんですが、これも昭和31年に定めたのかどうか分かりませんが、功労の程度によって団員または協力者ということですから、50万以上200万以下ということですから、この金額についてこの時代ではまあまあかなりの金額だったんでしょうけれども、今日的にこういう金額が相応しいのかどうかですね、お伺いをしたいというふうに思います。

それと文言を整理したということですが、かなり古い条例なんだろうと思うんですけれども。現在、我々が通常使っていないような表現が見受けられるんですけれども。この辺は文言の整理をしなかったと、文言の整理に入らないのかも知れませんが。例えば3条の2の(3)の志操堅固ですとかね。意味は分からないわけではないんですけれども、通常我々使うような言葉ではないような気がします。それと2条の特別賞じゅつ金とか何とかと書いてありますけれども。これも分からないわけではないんですけれども。やっぱり皆さんが、一般の町民が見てね、分かりやすいものが一番だろうというふうに思うんですけれども、その辺のことについてご説明をいただきたいというふうに思います。

○消防署長(佐藤繁) 定員についてなのですが、定員につきましては忠類消防団と幕別消防団が合併になったときに変えております。それで従来、幕別消防団130、忠類消防団40で、170という数字になっております。現在の各分団に対する消防団の充足率といたしましては90%をちょっと切る89%くらいで定員170名に対して現在9月1日現在で消防団員は151名です。それで分団ごとで体系がいろいろ変わっていますので、2、3名の動きを各分団のなかで調整しながら現在に至っております。団員の数が適正かどうかという部分につきましては、国のほうから団員を増やさないという指導のもと、私どもも170名という定員で約20名ほど不足している部分は、団長、分団長及び消防署と一丸となりまして団員の確保に努めているところでございます。昭和50年に制定されたのは幕別消防団が東十勝消防事務組合に編入されたときの数であります。

報酬につきましては、十勝管内でも出動につきまして一番高いところで5,000円。幕別町につきましては4,800円。一番低いところで4,500円と各組合ごとで高いところ安いところが混在しております。ですが幕別町に関しましては、その他の部分で十分な費用負担をしていると考えておりますので、現在のところこの金額に関しましては適正かと考えております。

最後の賞じゅつ金の部分なのですが、この金額につきましては国のほうから示された金額でありまして、これが適正かどうかという部分につきましては私どもの考えと町の考えで今後については条例のなかで整備されていきますので、現在のところでは適正な価格ではないのかなと思っております。以上です。

○委員長(寺林俊幸) 総務部長。

○総務部長(菅野勇次) 報償金の金額の関係なんですけれども、この金額でいいのかということで、今署長のほうからもお話しがありましたけれども、基本的には賞じゅつ金というのが北海道市町村総合事務組合のほうで基本的にはもっと金額が大きい額になるんですけれども、死亡だとか障害になった場合にはそちらの北海道市町村総合事務組合

から措置がなされるんですけれども、それが場合によっては該当にならないということがあるものですから、それを補完すると言いましょか、救済するというような意味合いで、その特別賞じゅつ金、北海道市町村総合事務組合から支給される額よりも金額的には少ないですけれども、町のほうでいくらかの措置をするというようなことの金額に以前からそういう形になっております。

あと、文言の関係で志操堅固ですとか特別賞じゅつ金というお話があったんですけれども、志操堅固というのが意思が固くてというような意味合いなんですけれども、これが消防団という特殊な職にあるということで、従前から使っていた文言でございますので今回あえて変えなかったというところでございます。あと特別賞じゅつ金につきましては、先ほども申し上げました北海道市町村総合事務組合のなかでそういった特別賞じゅつ金という言い方をしているということでございます。

○委員長（寺林俊幸） 千葉委員。

○委員（千葉幹雄） 大体理解はできました。それでね、定数なんですけれども90%弱ということの充足率ということなんですけれども、なかなか聞いていますと団員集めに苦労されているということ聞いております。役場の職員ですとかいろんな職種の方が協力してくれる。国のほうから増やせという話は私も今はじめて聞いたものですからあれなんですけれども、ということは昔はその常備消防が充足というんでしょうか整備されていなかったんですから、ある程度当然消防団の役割は大きかったんだろうと思うんですけれども。

この間議長の祝辞にもありましたけれども、確か昭和46年くらいから常備消防を増やしてかなり充実をされているということ聞いています。そうしたなかで果たして充足率が足りない足りないと言いながら170という数字を守っていくということがどうなのかなというふうに思ったものですからお聞きしました。ただ昨今いろんな事象がありまして団員の皆さま方の働きというのは重要視されていますから、それはそれで国の指導であればよろしいかと。そしてまた充足率が充足されるようにそこは期待したいというふうに思います。

それと報償金、賞じゅつ金、これはなかなか私も志操堅固というのは私も調べてあれなんですけれども、何となく意味は分かるんですけれども。国、道あるいはそういう縦の流れのなかでこういう文言を使っているということであればこだわらないんですけれども。もっと分かりやすく皆さんが読んでなるほどなという言葉にしたらいいかかなと単純に思ったものですからお話しさせていただきました。

それと報償金ですけれども、これは道のほうから一定の金額が出てそれに上乗せをするということではなくて、それを補完するということでしたよね。それで、道のほうから出ないから補完するということなんだろうと思うんですけれども。実際あつてはならないことなんですけれどもね。そのほか保険ですとか、共済保険みたいな例えば役場だったらいろいろありますよね。そういうような保険からこういったものが出るというようなそういう仕組みはないんですか。ないとすれば道から出る分についてはある程度あると、それが出ない分についてはここで補完するんだという受け止め方しかできないんですけれども。そうなるとこの金額が今どき、今どきとってはあれですけれどもね、あつてはならないことなんですけれども50万から200万でそういった団員の人の働きに

対してお答えできるような安心して働けるようなですね金額なのかどうなのか。そこは今どうのこうのではありませんけれども、ここはうちの町だけの問題ではないのかもしれないけれども。やっぱり働きに応じたきちんとした補償をしてやるのが団員の人々が団に加入してくれる、そして充分働きをしてくれるということに繋がってくるんだろうというふうに思いますので、ここは今日どうのこうのではありませんけれども、もう少しその辺はきちんと考えてやるべきではないかということをお願いしたいというふうに思います。

○委員長（寺林俊幸） 消防署長。

○消防署長（佐藤繁） ただ今の報償金についてなんですが、消防団はサイレンが鳴りまして現場に向かう途中、例えば心臓疾患だとか脳疾患で亡くなった場合について公務災害の対象にならない。そういう場合についてこういうもので補完しようと。

それともう一点、消防協力者が必ずおられるんですが、通報者が初期消火をしていて災害にあったと。そういう場合については消防団でないので保障の対象になりません。それで一般の方にも消火の義務、通報の義務というものはありまして、消防法のなかで謳われています。その協力者に対してもこの部分は適用されると考えております。以上です。

○委員長（寺林俊幸） よろしいですか。

○委員（千葉幹雄） （聴取不能）一応考え方は言わせてもらいました。

○委員長（寺林俊幸） 野原委員。

○副委員長（野原恵子） 14ページの報酬一覧表がありますが、団長から団員まで年額が決められておりますけれども、訓練とかそういうときの費用というのは、この報酬額のなかに入っているのでしょうか。それとも出動費用弁償のなかに入っているのでしょうか。ちょっとお聞きしたい。

○委員長（寺林俊幸） 消防署長。

○消防署長（佐藤繁） この年報酬というのは階級によって一年間の費用となります。

次ページです。15ページに当たります出動等費用弁償の上段に書いてあります水火災等ということは、これは災害時の費用一回につき4時間で4,800円。これが8時間になりましたら9,600円。2出動になります。

あと警戒出動というのは、火災の恐れがあるときに消防団を招集して見てもらう。または秋の火災予防週間等々の巡視に当たっております。

訓練出動というのは月一回、月例訓練を各分団ごとに行っております。その費用の弁償でございます。以上です。

○委員長（寺林俊幸） 野原委員。

○副委員長（野原恵子） 女性団員だったと思うんですが、男性もそうなのかも知れませんが地域の高齢者のところに防災とかそういう形で訪問するというようなこともあるやにお聞きしたんですが、そういうことも消防団員のなかで行われているのでしょうか。

○委員長（寺林俊幸） 消防署長。

○消防署長（佐藤繁） 女性消防団員が防火の方を主に担当しています。高齢者のところへは月例訓練という、春、秋の火災予防運動期間中に高齢者のお宅を訪問し防火指導に当たっているということです。

- 委員長（寺林俊幸） 野原委員。
- 副委員長（野原恵子） そのときの費用弁償というのはどの項目に入るんですか。
- 委員長（寺林俊幸） 消防署長。
- 消防署長（佐藤繁） そのときは訓練出動に入ります。
- 副委員長（野原恵子） 分かりました。
- 委員長（寺林俊幸） ほかに質疑はありませんか。なければ議案第64号幕別町消防団条例及び議案第65号幕別町消防団員等報賞金条例の2議案に対する質疑は以上で終了いたします。説明員の方が退席のため暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

- 委員長（寺林俊幸） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に議案ごとに各委員のご意見を伺います。最初に議案第64号幕別町消防団条例についてご意見のある方は挙手を願います。ないようでしたら討論に入りたいと思えますけれども、本条例について討論はありますか。ないようですので討論を省略し、これより採決を行います。議案第64号幕別町消防団条例は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声）

- 委員長（寺林俊幸） 異議なしと認め、従って議案第64号幕別町消防団条例は原案のとおり可決いたしました。

次に議案第65号幕別町消防団員等報賞金条例についてご意見のある方は挙手を願います。ご意見がないようですので次に討論といたしたいと思えますけれども、本条例制定について討論はありますか。

（なしの声）

- 委員長（寺林俊幸） ないようですので討論を省略しこれより採決を行います。議案第65号幕別町消防団員等報賞金条例は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（なしの声）

- 委員長（寺林俊幸） 異議なしと認めます。従って議案第65号幕別町消防団員等報賞金条例は原案のとおり可決いたしました。

なお、2議案に対する報告書につきましては、委員長、副委員長に一任を願いたいと思えますけれども、それでよろしいでしょうか。

（よいの声）

- 委員長（寺林俊幸） 暫時休憩といたします。

（暫時休憩）